

議案第171号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第3項の規定により議決を求める。

平成26年9月3日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
2380号線	85 80	4 00 ～ 8 25	さいたま市岩槻区大字箕輪字東169番地先	さいたま市岩槻区大字箕輪字東162番地先	